

社会保険労務士法人柳澤会計Support Letter

トピックス！ 雇用調整助成金の全額助成を決定、厚労省 中小企業に一定額まで

■雇用調整助成金の申請がオンラインで可能に（4/29）

企業が従業員に支払う休業手当に国が資金を支援する雇用調整助成金について、5月中にもオンラインでの申請が可能となります。これにより、申請から支給までの期間を1か月から2週間に短縮となるということです。

■雇用調整助成金 利用なお進まず（4/24）

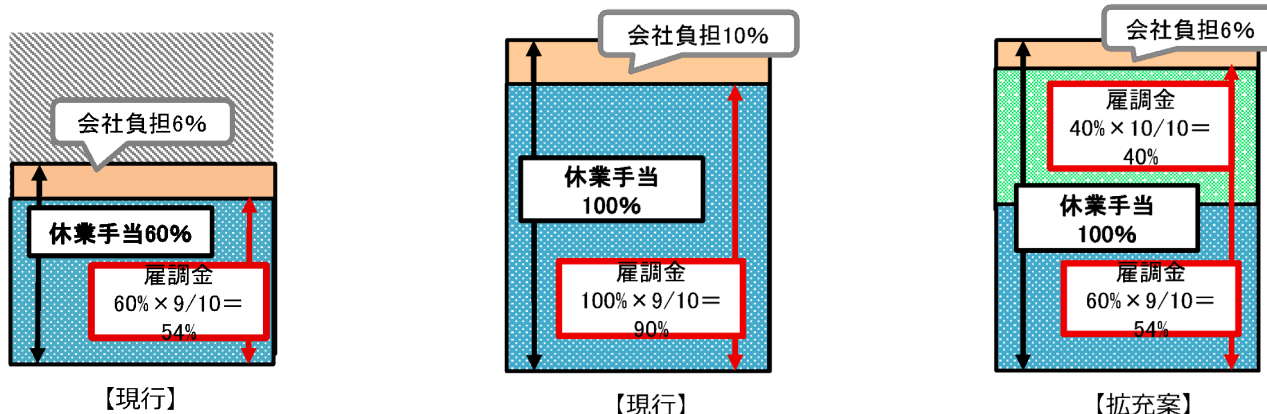
雇用調整助成金は申請にあたり、社員名簿（雇用保険被保険者番号記載のもの）、就業規則、賃金規定、雇用契約書（労働条件通知書）、出勤簿・タイムカード、シフト表、賃金台帳などの法定書類の提出を求められます。法定書類がないと審査を通過するのが難しく、支給となりません。4月24日の日経新聞によると、4月17日までに雇用調整助成金の相談が12万件以上寄せられたが、最終的に申請に至ったのは985社であったそうです。この数字で、雇用調整助成金がいかに申請が大変で、認定されにくい助成金かがよくわかります。

■雇用調整助成金の更なる拡充（4/25）

拡充内容は次の2点

(1) 中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合、賃金の60%を超えて休業手当を支給する部分に係る助成率が特例的に10/10になる

(2) 都道府県知事による休業又は営業時間の短縮の要請を受けた中でも、中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、かつ100%の休業手当を支払っている又は上限額(8,330円)以上の休業手当を支払っている場合、一定の要件を満たす場合には、休業手当全体の助成率が特例的に10/10になる



<具体例> 賃金8,000円とします。

①会社の休業手当支払率が60%の場合、これまでの特例で助成率9/10が適用され、助成額は4,320円（企業負担額480円（4,800円－4,320円））となります。

②会社の休業手当支払率が80%の場合、80%－60%の20%が10/10助成され、助成額は4,320円＋1,600円の5,920円（企業負担額480円（6,400円－5,920円））となります。

③会社の休業手当支払率が100%の場合、100%－60%の40%が10/10助成され、助成額は4,320円＋3,200円の7,520円（企業負担額480円（8,000円－7,520円））となります。

④さらに100%支払っていて、都道府県知事による休業等の要請による休業の場合は、全体で10/10の助成となり、助成額は8,000円（企業負担ゼロ）

⑤上記④の特例は、8330円以上の休業手当を支払っている場合、助成額は8330円となります。

今回の更なる拡充では、期待していた対象者1人当たりの上限額（現状8,330円）の緩和は見送られました。



マンスリーピックアップ

雇用調整助成金の現実

国は「雇用調整助成金を活用し従業員の雇用維持に努めてください」とアナウンスしていますが、その割にこの助成金はとても厄介です。難しくてよくわからないのでハローワークに電話しても、電話がなかなかつながらず、窓口ではかなりの時間待たされます。

雇用調整助成金の制度には以下の問題点があります。

- ①申請業務の複雑困難さ
- ②オンライン申請が認められていない
⇒オンライン申請が5月中に開始される見込み
- ③5%の「売上」減少が必要という生産量要件
- ④法定書類がないと太刀打ちできない
- ⑤1人当たりの上限額が8,330円に固定されている
- ⑥社会保険労務士の連帯責任がある（解除検討中）
- ⑦実際に受給するまで相当の時間が掛かる
⇒オンライン申請導入後は2週間になるとの報道
- ⑧受給後に100%実地調査がある

①申請業務の複雑困難さ

県ごとに若干の違いはありますが、受給までに提出する書類は以下のとおりです。

- 1.休業等実施計画(変更)届
- 2.雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書
- 3.休業協定書
- 4.休業・教育訓練実績一覧表
- 5.履歴事項全部証明書
- 6.会社組織図
- 7.社員名簿（雇用保険被保険者番号記載）
- 8.売上げの減ったことを証明する書類
- 9.就業規則、賃金規定、労働条件通知書
- 10.年間カレンダー（2年～3年分）
- 11.出勤簿またはタイムカード
- 12.シフト表
- 13.労働保険算定基礎賃金等の報告書
- 14.その他申請書

これらを全て印刷し提出します。
また④のとおり、これらの法定書類がない会社は門前払いとなります。
オンライン申請が認められてない現状では、必要書類

を印刷するだけでも大変な労力です。

③5%の「売上」減少が必要という生産量要件

5%は4月から6月までの特例で、本来10%です。最近1か月の「売上」（生産量・販売量）が前年同月と比べて5%以上下がっていることが必要です。売上が上がっていて利益が5%下がっている場合は、対象となりません。

⑤1人当たりの上限額が8,330円に固定されている

表面で取り挙げましたが、雇用調整助成金の助成率が小規模企業については10割になります。詳細は5月上旬に公表されます。
ちなみに8,330円は失業給付の日額上限と同一です。

⑥社会保険労務士の連帯責任がある（解除検討中）

厚労省の助成金申請代行業務は、社労士の独占業務ですが、仮に不正が見つかった場合、不正受給を行った事業主は5年間助成金の支給を受けられません。不正受給を行った役員が、他の会社の役員である場合、役員となっている他の会社も5年間支給を受けられません。携わった社労士も連帯責任を負うルールです。とても怖いのですが、こちらが解除の検討にはいったとのこと。（4/30）

⑦実際に受給するまで相当の時間が掛かる

5月中にはオンライン申請ができるようになるのかもしれませんが、なかなか電話もできず、理解できないまま申請すると、書類不足のやり取りにまた時間がかかります。実際に要件を満たした書類を全て揃えて初めて「申請」受付となります。
例えば、サービス業と製造業では休憩、休日の取り方も異なり、確認書類も変わってきます。

⑧受給後は100%実地調査がある

雇用調整助成金は最も不正受給の多い助成金です。要件が緩和されたため、調査は厳しく行われます。抜き打ちでの訪問や従業員への聞き取りなど、全事業所が調査対象となります。不正が発覚した場合は、企業名や代表者氏名、不正内容が公表されます。心しておきましょう。

雇用調整助成金を申請される事業主の方へ 不正受給が判明した場合は 公表を行っています！

雇用調整助成金は、景気の悪化など経済上の理由により売上高等が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等を実施することにより、労働者の雇用の維持を図った場合、支払った休業手当等の一部を助成する制度です。この制度は多くの事業所に利用していただいておりますが、虚偽の申請申請を行うなど、一部に不正受給もみられます。このため、都道府県労働局では、不正受給防止対策として、不正受給が特に重大又は悪質なものであると認められる場合は、ホームページ上で以下の内容を公表しています。

不正受給が判明した場合

- ・ 事業主の名称、代表者氏名
- ・ 事業所の名称、所在地、事業概要
- ・ 支給決定取消日、不正受給金額
- ・ 不正の内容を公表しています。

※特に悪質な不正受給の場合は、捜査機関に対して刑事告訴等を行うこともあります。



あっという間に桜の季節も終わり、自宅の近くでもツバメの飛ぶ姿を見かけるようになりました。季節は着実に進んでいるんですね。

ここ最近は朝夕の通勤時間帯の交通量もかなり減っているように感じますし、外出の自粛、学校の休講などもあってか、テレワーク導入や時差出勤など、これ

まで以上に柔軟な働き方への関心が高まっていると痛感します。

新型コロナウイルスの感染拡大で、まさに非常事態のなかにあって、日々、落ち着かない気持ちになることもあります。いまだ予断を許さない状況にあると思いますが、一日も早く収束し、以前のような日常が早く戻ってほしいものです。（上地）

